

繰上償還（信託終了）の予定に関するお知らせ

下記のとおり繰上償還（信託終了）を予定しておりますのでお知らせいたします。

1. 対象ファンド

追加型証券投資信託

明治安田TOPIXオープン

（以下「当ファンド」ということがあります。）

2. 繰上償還（信託終了）の理由

当ファンドは、2003年5月23日の設定以来、受益者の皆さまの資産運用の一助となるべく運用を行ってまいりました。しかしながら、当ファンドは投資信託約款上で定める受益権の総口数（20億口）を下回る状態が長く続いており、純資産総額につきましても資金流出が継続していることから、今後、受益者の皆さまに負担していただくコストに見合った十分なサービスの提供が困難になる懸念があります。よって、このまま運用を継続するよりも繰上償還することが受益者の皆さまにとって有利であると判断いたしました。

よって、当ファンドにつきまして、投資信託約款の規定に基づき、異議申立による繰上償還（信託終了）を予定しておりますのでお知らせします。

3. 繰上償還（信託終了）予定日

2026年10月23日

4. 異議申立

2026年3月18日現在の受益者で、繰上償還（信託終了）についてご異議のある方は、2026年6月22日（必着）までに弊社に対し書面によりお申し出ください。

この期間中に異議申立のあった受益者の受益権の合計口数が、2026年3月18日現在の当ファンドに係る受益権の総口数の二分の一を超えないときは、予定通り繰上償還（信託終了）を行います。また、異議申立のあった受益権口数の合計が二分の一を超えた場合には、繰上償還（信託終了）が中止されます。

5. 異議申立を行った受益者の買取請求の手続きについて

繰上償還（信託終了）を行うことが決定した場合、異議申立をされた受益者の方は、自己に帰属する受益権を当該受益権が有すべき公正な価額（受託会社が受益者からの買取請求手続に係る必要書類を受理した日の基準価額）で、当該受益権に係る投資信託財産をもって買取すべき旨を、買取請求期間中に取扱販売会社を通じて受託会社に対し請求することができます。

異議申立を行った場合でも、必ず買取請求をしなければならないものではありません。

※買取請求期間：2026年7月8日から2026年7月27日まで

※異議申立の有無にかかわらず、取扱販売会社において、通常の換金手続を行うことができます。

以上

2026年3月18日

東京都千代田区大手町二丁目3番2号
大手町プレイス イーストタワー9階
明治安田アセットマネジメント株式会社